

令和6年度
事業計画書

社会福祉法人 木津川市社会福祉協議会

I 基本方針

少子高齢化が進行し、いわゆる団塊の世代の方々が後期高齢者となって、いよいよ労働者不足が歴然としてきました。この超高齢社会で、住民同士が支え合って、楽しく過ごすことのできる地域をいかにつくるのか。今年度は第4次地域福祉活動計画の策定の年。令和7年度から11年度の5年間の計画を、地に足をつけて考えねばなりません。また、介護報酬の改定に伴い、介護保険事業を継続するため、「介護保険事業経営改善計画」の策定を計画しています。在宅生活を継続するためにはなくてはならない介護保険サービスを担っていますが、予防の取り組みを地域で進めることで、元気で暮らしていける地域づくりを一体的に考えます。

昨年度は、認知症基本法、こども基本法が施行されました。認知症になった人にも子どもにも、本人の希望や意見を聞きとり、その意思に従って決めていくことの大切さが強調されています。「誰もが自分らしく暮らし続ける」という視点は、多様性を認めあうことを大切にすることと考えます。

また、今年度開催する福祉バザーは、「持続可能な社会」を目指すSDGsの取り組みとして開催します。不要なものを提供していただき、必要な方が購入し、その資金で地域に必要な活動を住民の力で生み出していくという好循環の取り組みである福祉バザー。フードバンクやフードドライブ、共同募金運動、生活困窮対策等の啓発を同時に行い、支え合いの気運の醸成を図ります。

一方、コミュニティソーシャルワーカーを各圏域に配置し、制度のはざまにある課題の解決に向け取り組んでいきます。加えて、「温ったか京都寄り添いワーカー」を設置し、コロナ禍で貸し付けを受けた方々の相談を受けフォローアップを行っていきます。こどもの貧困対策にもしっかり向き合い、地域食堂に試行的に取り組めます。

さらに、生きづらさを抱えた方々への取り組みとしては、ひきこもりの方々にとって居心地の良い居場所づくりに新たに取り組みます。本当に必要とされる居場所とは何か、関係機関と連携を図り、より良いものを作り出していきたいと思います。

最後に、地域の皆様を中心に社協役職員一同力を合わせ、「思いやり あふれる笑顔ひろがる輪」の実現に向け努力してまいりますので、行政をはじめ民生児童委員協議会やボランティア、関係機関の皆さまのご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

Ⅱ 重点課題（第3次地域福祉活動計画の基本目標ごとに重点課題を定めます）

基本目標1 交流する地域づくり

- 重点課題
- ・ 出会い、交流する機会と場所を作ること
 - ・ 一人でも多くの人がつながるよう工夫すること
 - ・ 多様な居場所を作ること

基本目標2 地域で支え合う仕組みづくり

- 重点課題
- ・ 地域で助け合う「お助け隊」の取り組みを進めること
 - ・ 避難行動要支援者の個別避難計画策定に向けた取り組みを進めること
 - ・ ボランティア活動を推進すること
 - ・ 地域食堂を開催すること

基本目標3 課題を解決する地域づくり

- 重点課題
- ・ どんな相談も受け付ける体制を充実させること
 - ・ 地域支え合い会議や地域懇談会で出た課題を解決する仕組みを考え、作り出すこと
 - ・ 個別支援での気づきを共有し、連携の輪を広げること
 - ・ 引きこもりの方々の居心地のよい場所を、関係機関とともに作ること

基本目標4 地域福祉の基盤づくり

- 重点課題
- ・ 第4次地域福祉活動計画を策定すること
 - ・ 介護保険事業経営改善計画を策定すること
 - ・ 活動者を増やすこと
 - ・ 社協活動の理解者を増やせる広報に注力し、会員を増やすこと
 - ・ 地域福祉活動の財源を確保すること
 - ・ 法人後見事業に取り組むこと
 - ・ 職員の資質を向上させること

Ⅲ 事業実施計画

法人運営

1. 組織運営及び機能強化

- (1) 正副会長会議の開催
- (2) 理事会、評議員会の開催
- (3) 監事会の開催
- (4) 評議員選任・解任委員会の開催
- (5) 支所運営委員会、支部長会、各種部会・委員会の開催
- (6) ボランティア基金管理運営委員会の開催
- (7) 生活福祉資金調査委員会の開催
- (8) 第三者委員会の開催
- (9) 職員懲戒審議会・公平委員会の開催
- (10) 月例調整会議の開催
- (11) 関係機関、関係団体との連携
- (12) 財政基盤の強化（会員の増強、寄付金受入、共同募金運動の推進）
- (13) 経理等事務の効率化
- (14) 事業継続計画（BCP）の見直し

2. 組織管理体制の確立

- (1) 人事労務管理
- (2) 財務運営管理
- (3) 各種福祉サービスの経営管理
- (4) 情報公開への対応
- (5) 個人情報保護の保護管理
- (6) リスクマネジメント
- (7) 苦情解決の適切な対応・処理

3. 職員体制の確保及び資質向上

- (1) 働きやすく達成感のある職場づくり
- (2) 適切な職員配置と連携強化
- (3) 職員研修体制の整備

4. 各種関係機関との連絡調整及び協働・連携による活動基盤の構築

総務部会

1. 会員増強運動の展開

〔目的〕 社協事業（地域の福祉活動）を推進していくための貴重な財源である社協会費の増強目標（前年比1%増）を定め、運動を展開していく。

〔内容〕 会員増強月間を4月～7月とし、支所毎に運動を展開する。

令和6年度は9,200,000円を目標とする。

＊新規・継続社協会員増強運動

①州見台、梅美台、城山台の法人会員増強運動を部会、委員会全員で取り組む。

②州見台、梅美台、城山台の新規一般会員の加入促進を行う。

③木津支所と一緒に、州見台、梅美台、城山台地域長と支部立ち上げの協議を進める。

④事業を行う際に社協ガイドブックと新規加入チラシを配布し、会員増強を行う。

⑤木津川市に依頼して、市役所市民課に転入手続きに来られた方に、社協ガイドブックと新規加入チラシを配布する。

2. 社協役職員研修の実施

〔目的〕 木津川市の地域福祉活動に必要な情報や知識を得る機会として行う。役員・職員が共に研修を受けて情報や知識を共有し、今後の活動に生かすことを目的とする。

〔内容〕 木津川市の地域福祉の展開のために必要な情報や知識を得ることのできる研修を年1回行う。

3. 福祉バザーの開催

〔目的〕 SDGsの取り組みとして、「福祉バザー」、「共同募金」「フードバンク」などの啓発を行い、SDGsの意識を高め「誰もが安心してくらすことのできるまちづくり」を目指す。

また、「福祉バザー」では市民参加の福祉の増進を図り、地域住民の交流と温かい支え合いの社会づくりを目指すとともに、支部運営事業など地域福祉活動の充実のための財源の確保を目的に開催する。

〔内容〕 ①福祉バザー

②木津川市共同募金委員会の募金活動

令和6年能登半島地震災害義援金、募金百貨店の啓発等

③フードバンクの啓発

4. 第4次木津川市地域福祉計画・木津川市地域福祉活動計画の策定

〔目的〕 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、地域住民がボランティア等の市民福祉団体や民間事業者等とともに、行政と協働して地域福祉を進めていき、「地域共生社会」の実現をめざすことを目的に、木津川市と共同で令和7年度～11年度の5年計画となる「第4次木津川市地域福祉計画・木津川市地域福祉活動計画」を策定する。

〔内容〕 第4次木津川市地域福祉計画・木津川市地域福祉活動計画の策定に際し、住民の意見を反映させるための作業部会をおき、現計画の見直しや各種懇談会の開催、関係機関・団体へのヒアリングやアンケート調査等を実施する。

5. 災害ボランティアセンター

〔目的〕 災害発生時の効果的な支援活動の推進及び平常時における関係機関・団体との連携、情報の共有など災害に強いネットワーク体制づくりを目的とする。

〔内容〕 (1) 運営委員会の開催
(2) 関係機関が実施する研修会等に参加
(3) 山城南ブロック 災害ボランティア研修
①災害ボランティア登録者等を対象とした地域防災関連講座（研修）の開催
②市民防災研修
(4) 木津川市防災訓練への参加
(5) 災害ボランティアセンター設置運営訓練
(6) 災害ボランティアセンター出張出前講座（要請に応じて）

6. 各種募金運動の推進

〔目的〕 地域福祉活動を支えていくための貴重な財源として募金活動を推進する。

〔内容〕 ①日本赤十字社活動資金 5月
②赤い羽根共同募金運動 10月
③歳末たすけあい募金運動 12月
*木津支所法人募金
州見台、梅美台、城山台の法人募金を部会、委員会全員で取り組む。
*街頭募金

7. 木津川市夏まつりへの協力予定

〔目 的〕 様々な障がいにより外出が困難な方々に対して市庁舎が開放される花火大会において、良い思い出作りができることを目的に協力する。

〔内 容〕 障がい児・者、高齢者施設入所者の花火観覧席設置の受付、駐車場や庁舎内での見守りなど

地域福祉部会

1. 世代間交流事業

〔目的〕 世代を超えた様々な人が、ふれあいと交流を通して誰もが安心して暮らせる温かいまちづくりを目指す。

〔内容〕 支部を単位とした小地域でまつり等を開催し、身近な地域の世代間交流を深め顔の見える地域づくりを進める。

2. 「ふれあいサロン」活動支援事業

〔目的〕 身近な場所で仲間づくり、介護予防、引きこもり予防、健康維持及び困りごとの早期発見などを目的に取り組む。

〔内容〕 地域を拠点に、当事者とボランティアとが共同で企画立案し、運営する。地域の集いの場として、広く市民を対象に開催する。

3. 防災の取組み（防災ワークショップ）

〔目的〕 地域で防災活動に取り組むことで、日常のつながりが大切なことを理解し、また災害時に役立つ知識や技術を学び、日頃の備えを地域で考えることで、安心・安全なまちづくりにつなげる。

〔内容〕 地域の自主防災会や自治会、民生児童委員等と支部が協力し地域防災に関する研修会やワークショップを実施する。

4. 配食サービス事業の推進

〔目的〕 食事の調理が困難な在宅の高齢者に対して、自立と健康の促進を図ると共に、安否の確認を行う。

〔内容〕 役員やボランティアによる週1回（月4回）の調理と配食。

木津支所 木曜日

加茂支所 火曜日

山城支所 水曜日

5. 介護者交流（リフレッシュ）事業

〔目的〕 在宅の要介護者を介護しておられる方々の交流により、身体的・精神的負担を軽減することで、在宅高齢者福祉の向上を図ることを目的とする。

〔内容〕 介護負担の軽減につながる研修や市内での交流会等を中心に年6回開催する。

6. 高齢者交流会(小地域福祉活動)

〔目的〕 近隣の高齢者同士が友好を深め、引きこもり、介護予防、仲間づくりや生活課題の早期発見につなげることを目的に開催する。また、地域の他団体とも連携をして取り組むことで、地域での横のつながりをつくることも目的とする。

〔内容〕 支部を中心とした小地域で交流会を開催する。

7. 高齢者見守り隊事業の推進

〔目的〕 住民同士が助け合い、支え合っているという安心感をもって日々を過ごせるよう、また、困りごとや心配ごとを聞き取って社協など相談窓口に連絡してもらうことにより、認知症の早期発見や悪質商法の被害を防ぐなど、地域住民の安全を守ることを目的とする。

〔内容〕 ①認知症高齢者等見守り及び声かけ訓練
②見守り隊研修会の開催
③花を通じた見守り活動（花苗のお届け）
④おせち料理を通じた見守り活動
⑤商店企業の見守り隊連携強化事業
⑥小地域ネットワーク研修会

8. 住民参加型助け合いサービス事業の推進

〔目的〕 日常生活を営むのに支障のある世帯で、他に公的な福祉サービスの利用等が困難な世帯に対して、住民の参加と協力による会員相互の助け合いサービス(送迎、家事支援、軽易な介助等)を提供することで、在宅福祉の充実と住民の福祉活動への参加意識の向上を目的とする。

〔内容〕 福祉送迎・家事支援・軽易な介助
協力会員全体研修会、協力会員交流会、協力会員お疲れ様会

9. 福祉施設との交流

〔目的〕 福祉施設の行事に地元住民が参加協力することで、施設が地域の中の住居であり社会資源の1つであることを確認し、利用者と地域住民が交流することでお互いを理解し知る機会にすることを目的にする。

〔内容〕 施設の設置されている支部が、施設行事等に協力する。

10. 当事者組織支援事業

〔目的〕 一人暮らし高齢者や障がい者等の当事者組織の活動を支援することにより、地域に暮らす仲間同士がつながりあい励ましあって、安心して暮

らせるまちを作ることを目的とする。

- 〔内 容〕 ①一人暮らし高齢者の会の運営支援
②高齢、障がい、子育て関係の当事者の会への活動助成

11. 地域支え合い事業（生活支援体制整備事業）

〔目 的〕 2層4圏域に4名、1層に1名の生活支援コーディネーター（SC）を配置し、協議体委員や住民のみなさんと一緒に、地域に必要な助け合い活動を生み出すことを目的とする。

- 〔内 容〕 ①各種懇談会の開催
②地域、課題別アンケートの実施
③サロンマップの更新
④担い手育成プログラムの取り組み
⑤スマホ教室の開催（木津川市デジタル戦略室に協力）
⑥新たな活動取り組みの検討
⑦市民向けの啓発事業（フォーラム）
⑧地域支え合い委員研修
⑨地域支え合い会議の運営

12. 子育てネットワーク連絡会の開催

〔目 的〕 子育て支援に関わる団体と、顔の見えるネットワークを築くことにより、様々な情報交換と連携を取り合って、木津川市の子育て支援の更なる充実を目的とする。

- 〔内 容〕 ①協力団体会議
②子育て勉強会の開催
③子育て情報誌の発行

13. ファミリーサポートセンター事業

〔目 的〕 地域において、育児の援助を受けたい人（おねがい会員）と、行いたい人（まかせて会員）が助け合うことにより、働く人々の仕事と子育ての両立の支援を目的とする。

- 〔内 容〕 ①コーディネート（マッチング）事業
②まかせて会員養成講習会
③会員交流会の開催
④まかせて会員交流会
⑤ファミサポ通信の発行

14. おもちゃの図書館活動支援と推進

〔目的〕 子育て中の方が交流し情報交換ができ、子ども達がたくさんのおもちゃに触れることができる場を提供する。

〔内容〕 市内4か所で開催されるおもちゃ図書館のボランティアの支援

15. 児童・生徒のボランティア活動の奨励と支援

〔目的〕 児童・生徒が、生活する地域の様々なふれあいや交流などを通して、思いやりやさしさを培い、また地域の暮らしや社会福祉・社会問題への関心を高めることを目的とする。

〔内容〕 ①わが町の福祉体験学習事業

夏休み期間の小中高生のボランティア体験事業

②小中学校の要請に応じ、車椅子・アイマスク・点字・手話等の体験学習にボランティアサークルをコーディネートする。

16. ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯訪問活動（山城支所）

〔目的〕 ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯宅を訪問し、緊急時の連絡先や近況を聞きとり、高齢者の早期ニーズの発見・生活状況の把握・災害時緊急時の対応につなげることを目的とする。

〔内容〕 民生委員の訪問活動時に、社協職員と地域包括支援センター職員が同行する。

17. 毎日型配食サービス事業（山城支所）

〔目的〕 栄養のバランスがとれた昼食をボランティアが届けることにより、利用者の栄養の確保とともに利用者の安否確認を目的とする。また、社会とのつながりをつくり孤立を防ぐ。

〔内容〕 障がい者施設に調理を委託し、配達ボランティアが行う。

18. ひきこもり状態にある方の居場所づくり（新規）

〔目的〕 生きづらさを抱える当事者や家族が安心して出かけられる居場所が地域にあることは、孤立せざるを得ない本人や家族が「自分は一人ではない」という安心感を得るために必要不可欠である。当事者が自己肯定感を高め、社会に少しずつ慣れていき、未来を生きる希望を生み出せる場所を提供することを目的とする。

〔内容〕 ひきこもり状態にある方を対象に、軽作業やボランティア活動など、緩やかな参加型の居場所を月1回程度開催。

連携予定：木津川市、チーム絆（京都府脱ひきこもり支援）等

民生福祉部会

1. 障がい児・者のつどい

〔目的〕 障がい児・者とその家族に出会いとふれあい、仲間作りの機会を提供する。また、役員など参加者同士の交流によって地域でのつながりを深め、助け合い支え合って誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的とする。

〔内容〕 市内の会場で観劇やニュースポーツなどで交流する場を提供する。

2. 障がい者週間啓発（人権文化のつどい）

〔目的〕 障がい者の自立と社会参加意欲を増進し、障がい者福祉の推進を図るとともに、誰もが障がいについての理解と関心を深めるため、障がい者週間（12月3日～9日）の啓発活動を一層強化することを目的とする。

〔内容〕 人権文化のつどいに参加協力し、障がい者スポーツを共に楽しむ場を提供する。

3. 民生福祉部会委員研修

〔目的〕 民生福祉部会委員を対象に、木津川市を中心とした障がい者施設・団体、また制度等についての理解を深めることを目的とする。

4. 各種団体との懇談会

〔目的〕 障がい児・者に関わる各種団体が一堂に会し、現状や課題を出し合うことにより、情報の共有をはかるとともに、民生福祉部会事業を計画的かつ効率的に運営するために行う。

5. 障がい者施設への参加交流、イベントへの参加

〔目的〕 障がい者施設の行事に役員や職員、ボランティアが参加協力することで、施設が地域の中の住居であり社会資源の一つであることを確認し、利用者との交流を通してその思いに気づき、地域住民との接点となることを目的とする。

〔内容〕 施設のまつりなどに支部役員が協力する。

6. 木津川市障がい児・者スポーツ大会に協力

〔目的〕 スポーツを通じて体力の増強を図るとともに、障がい児・者の団結と親睦を一層強いものにするを目的として開催されるスポーツ大会に参加協力することで、木津川市内の障がい児者との繋がりを強めることを目的とする。

7. 福祉サービス利用援助事業

〔目的〕 認知症高齢者、知的・精神障がい者等で判断能力に不安のある方が安心して地域生活を送ることができるよう、様々な書類の管理、手続きや日常の金銭管理の支援を実施する。また、事業の啓発に取り組み、各関係機関との連携をはかることを目的とする。

〔内容〕 ①支援が必要な方への様々な書類の管理、手続きや日常の金銭管理等
②木津川市生活支援員交流会
③生活支援員新任研修
④生活支援員現任研修
⑤山城南ブロック社協合同講座
⑥事業啓発（出張型出前講座）

8. 法人後見事業

〔目的〕 認知症高齢者、知的・精神障がい者等で判断能力に不安のある方が安心して地域生活を送ることができるよう、財産管理及び身上監護（訪問、医療・福祉サービスの契約、施設入退所に係る手続き等）を成年後見人、保佐人、補助人として実施する。原則として福祉サービス利用 援助事業を利用されている方のうち判断能力が低下し、福祉サービス利用援助事業での継続が難しくなってきた方で、運営委員会により法人後見が適当と認められた方が対象となる。また、事業の啓発に取り組み、各関係機関との連携をはかることを目的とする。

〔内容〕 ①金銭管理等の後見等支援
②家庭裁判所への報告事務
③法人後見支援員への研修等
④運営委員会の開催

9. 相談関係事業

〔目的〕 市民のあらゆる心配ごとや悩みごと相談に応じ、豊かな生活が送れるよう適切な情報提供や援助を行うことを目的とする。

〔内容〕 ①法律相談（毎月1回）
②心配ごと相談（毎月1回）
③司法書士法律相談（年5回）
④福祉なんでも相談（コミュニティソーシャルワーカー（CSW）が各支所で相談を受ける）

10. 貸付関係事業

〔目的〕 低所得世帯や高齢者、障がい者世帯等、日常生活に困窮している世帯を対象に必要な資金の貸付けと適切な相談支援を行うことにより、安定した生活を送ることができるようにすることを目的とする。

〔内容〕 ①生活福祉資金
②緊急援護資金

- ③くらしの資金（相談員設置事業）
- ④償還促進
- ⑤特例貸付フォローアップ相談・支援事業
（温ったか京都寄り添いワーカーの配置）

11. フードバンク木津川活動

〔目的〕 市内店舗等の一角を活用してフードドライブを実施し、提供いただいた食品、また、個人よりいただいた食品を引き受け、必要とする社会福祉施設、サロン、子ども食堂、生活困窮世帯等は無償で提供することを目的とする。

〔内容〕 NPO 法人手をつないでとの共同設置。運営委員会で企画・運営。

- ①食品の管理、収集と月 1 回登録施設への食品提供。
- ②その他貸付相談時必要に応じて食料品を提供。
- ③食品ロス削減出前講座
- ④クールチョイス（省エネ・低炭素型の「商品」「サービス」「行動」を選択する事）

12. 生活困窮者支援事業

〔目的〕 生活困窮世帯に対し、年末や必要に応じて無償の食料支援（フードパントリー）を実施する。

また、「あつまれきずな食堂」では、給食のない夏休みの期間中に子どもたちに、孤食の解消とともに楽しく食事する場所を提供し、ひとり暮らし高齢者等と世代を超えて交流することで、顔見知りを増やし、誰もが安心して過ごせる地域の居場所づくりを推進する。

- 〔内容〕
- ①フードパントリー
 - ②第 3 金曜日のフードパントリー（新規）
 - ③あつまれきずな食堂（新規）

13. 福祉バザー開催時のSDGsの取り組み（新規）

〔目的〕 SDGsの取り組みとして目標 1「貧困をなくそう」目標 3「すべての人に健康と福祉を」目標 11「住み続けられるまちづくりを」などの意識を高め、住みやすい木津川市を目指す。福祉バザーの開催時にフードバンクや障がい者施設の啓発を行う。

- 〔内容〕
- ①フードバンク木津川の啓発
 - ②作業所の出店
 - ③木津高校野菜市

広報事業

1. 広報紙「きずな」の発行

〔目的〕 地域住民に地域の福祉活動に関する新鮮な情報を提供し啓発することを目的とする。

〔内容〕 広報紙「きずな」を2ヶ月に1回発行 〈年6回：カラー〉

5・6月号 4ページ 案内・報告・ボランティア

7・8月号 8ページ 案内・報告・ボランティア・介護・包括

9・10月号 4ページ 案内・報告・ボランティア

11・12月号 8ページ 案内・報告・ボランティア・介護・包括

1・2月号 4ページ 案内・報告・ボランティア

3・4月号 8ページ 案内・報告・ボランティア・介護・包括

2. 編集会議の開催

〔目的〕 広報紙が住民にとってわかりやすく有意義なものとすることを目的に行う。

〔内容〕 広報紙「きずな」の編集を行う。

3. インターネットの情報発信

〔目的〕 地域住民に地域の福祉活動を啓発することを目的とする。

〔内容〕 ホームページ（新規作成）、Facebook、Instagram、YouTubeで情報発信をする。

ボランティアセンター

〔目 的〕 木津川市内のボランティア活動の活性化を目的とする。

〔内 容〕 ボランティアが日頃の活動において少しでも障害のないように支援し、問題が生じれば共に解決すべき道を見つける環境づくりに努める。また、市内におけるボランティア意識を高め、ボランティア人口の増加をめざして、啓発・発掘・養成・交流等を行う。

- ① 福祉教育（わが町の福祉体験学習・小中学校への車椅子の貸し出し、ボランティアグループの派遣等）の実施
- ② 課題(テーマ)別講座の実施
- ③ 市民ボランティア入門講座の実施
- ④ ボランティアグループ活動発表及び体験、パネル展の実施
- ⑤ ボランティアグループの交流会の実施
- ⑥ 福祉施設や地域活動へのボランティアグループ派遣調整
- ⑦ ボランティア保険に関すること
- ⑧ 登録ボランティアグループの支援（現在 105 グループ）
- ⑨ 広報紙きずな掲載、ホームページ・Instagram・Facebook で発信、ボランティアガイドブックの作成（ボランティアに関する啓発等）
- ⑩ ボランティアグループの活動場所の開拓・啓発・調整
- ⑪ ボランティア基金の運用・管理
- ⑫ ボランティアセンター運営委員会の事務
- ⑬ CSR（企業の社会的責任）推進
- ⑭ ボランティアグループの表彰関係／活動のための助成金関係の事務

介護保険事業所

〔目的〕

介護保険の理念である「介護（支援）等が必要な人の尊厳を保持し、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう」思いやりとあふれる笑顔で、利用者により良い生活の実現を目指す。

〔事業概要〕

利用者ニーズに沿った事業の将来ビジョンを検討し、これからの総合力の向上や組織・事業基盤の強化に取り組む。

【介護サービスの提供】

・要介護状態になっても、生きがいや役割を持って生活できるようなサービスを提供し、残存機能を活かし住み慣れた家での暮らしが実現できるよう支援を行う。

【事業の安定した経営】

・介護保険事業の業績回復に取り組むとともに、調査・分析・課題の抽出を行い、経営改善と安定化を目的とする介護保険事業経営改善計画（令和7年度～9年度）を策定し、経営基盤の構築と強化を目指す。

・感染症や災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するために業務継続計画を策定し、訓練や研修を実施する。

【人材育成の促進】

- ・外部講師を招致しての研修を継続し、技術の向上を目指す。
- ・休暇が取りやすい勤務体制で、ワークライフバランスを推進する。
- ・処遇改善加算を活用し、賃金改善を図ることで職員満足度を上げ、より良いサービスの提供につなげる

【高齢者虐待防止の促進】

- ・虐待防止委員会を開催し、虐待の防止に努めるとともに早期発見、発生防止について、すべての職員が認識し、研修等を通じて利用者の権利擁護とサービスの質の向上を図る。

【地域との連携】

- ・認知症カフェの開催で、地域の機関と連携し、認知症への理解や早期発見・治療につなげる。
- ・学校の職業人材学習を受け入れ、早い段階から介護に興味を持ってもらう機会を設け、将来の福祉人材の育成に寄与する。
- ・災害が起きても命が守れるよう、災害時要支援者個別避難計画の策定に向け関係機関と連携を図る。

〔事業内容〕

◆総務

(1) 施設設備の保全

(2) 中期経営計画の策定

事業所の総合力の向上や組織・事業基盤の強化に向けての取り組み
事業の進捗管理を円滑に行う

(3) 会議・行事

- ・ 管理者会議の開催 月 1 回、および適宜必要な時
- ・ 役員との経営会議の開催
- ・ 感染症対策委員会 年 2 回
- ・ 虐待防止委員会 年 1 回
- ・ 外部講師による職員スキルアップ研修 年 4 回
- ・ 法定防災訓練の実施 年 2 回
- ・ BCP 研修及び訓練の実施
- ・ 感染症および虐待防止研修
- ・ 実習生（社会福祉士/介護支援専門員）、青丹学園研修生の受入れ
- ・ 小学生の体験学習、中学生の職場体験学習の受け入れ
- ・ 中学校の職場学習の講師派遣

(4) 人材の確保

新たな資格取得の枠組みづくりに取り組み、資格を持っていない人材を発掘し、資格取得推進と人材確保にチャレンジし、地域の介護ニーズに応える。

(5) 認知症カフェ（こすもすカフェ）の実施

共生社会の実現の推進に向け、認知症基本法に基づき 認知症の人とその家族・友人が主体的に参加できるよう「ゆったり ほっこり どなたでも」のコンセプトで運営する。

社会とかかわりを持てる場所であるとともに、情報交換や共有ができ安心できる場所として、また専門職等と相談できる場所として開催する。山城総合医療センターや認知症の人と家族の会、キャラバンメイト、ボランティアセンター、民生委員等各種団体と協働して運営する。

こすもすカフェ（木津）	偶数月	第3日曜日	13:30～15:30
かもカフェ	5月、1月	土曜日	10:00～12:00
やましろカフェ	7月	土曜日	10:00～12:00

◆訪問介護事業所

運営について

- ・ 地域のニーズに応えられるようヘルパーの増員に努める。
- ・ ICT を活用し、「サービスの向上」と「業務効率」を同時に高め、「利用者満足度」の向上につなげる。
- ・ 自立支援の観点から、家事代行型の生活援助を利用者と共に行う支援にすることで、コミュニケーションや利用者の活力の向上を図ると同時に身体介護サービス

の充実で増収を目指す。

- ・感染症や災害に備え、安全にサービスが提供できるよう体制を整え、事業の継続を図る。

1. 年間目標

(1) 稼働率と収益の向上

- ・平均利用者実人数を 月平均70件にする。
- ・居宅介護支援事業所へ、利用者についてのきめ細やかな情報提供を行い、連携を強化し紹介率を引き上げる。

(2) 利用者満足度の向上

- ・利用者の尊厳を守り、変化する利用者のニーズに柔軟かつ積極的に対応し、利用者および家族の日常生活が安定して続けられるための自立支援に努める。
- ・ICT を使用しヘルパー間の情報伝達、共有を行うことで、利用者にきめ細かな対応ができるサービスを展開する。

(3) 介護職員の資質・介護技術の向上

- ・月1回、ヘルパー会議での研修・勉強会を行うことによりサービスの質の向上と情報の共有を行う。
- ・介護福祉に関する専門的な知識を持ち、日々更新される情報を積極的に取り入れる姿勢や創造性、利用者ニーズに関して的確なアドバイスを行う信頼性、利用者のニーズの変化や要望に臨機応変に対応できる、柔軟性の高い人材育成を行っていく。

(4) 人材確保と職員満足度の向上

- ・安定した人員体制を維持していくため、早期に退職者の把握を行い、新規採用を図る。また、新たな資格取得の枠組みづくりに取り組み、資格を持っていない人材を発掘し、資格取得推進と人材確保にチャレンジし、地域の介護ニーズに応える。
- ・事業所内の異動、兼務により、柔軟にニーズの充足に対応する。
- ・ヘルパーへのスマホ貸与とICTの使用により、記録の作成、提出等の手間を省くことができ、職員の定着と職員募集時のアピールポイントとして活用する。

2. 年間計画

(1) 職員体制

管理者兼サービス提供責任者	兼務 1名
サービス提供責任者	1名
訪問ヘルパー	13名
合計	15名

(2) 会議・行事

ヘルパー会議の開催 年 12回 (月 1回 木曜日) 12:30~13:30

(3) 事業収入目標額

- | | | | | |
|---------------|--------|--------|----|-------------|
| ・介護保険 | 延べ利用者数 | 4,700人 | 収入 | 25,000,000円 |
| ・障害自立支援 | 延べ利用者数 | 1,000人 | 収入 | 5,800,000円 |
| ・受託事業(軽度生活援助) | 延べ利用者数 | 12人 | 収入 | 50,000円 |

・ サポートサービス	延べ利用者数	30人	収入	100,000円
・ 総合事業	実利用者数	190人	収入	5,000,000円
			収入合計	35,950,000円

◆訪問入浴介護事業所

運営について

- ・ 現在、償却年数の過ぎた車両 1 台で稼働しており、故障の心配があるため、日本財団や 24 時間テレビ等への福祉車両の助成金申請を継続して行う。また併せて、市への助成要望も継続して実施していく。今年度は、車両購入を行う。
- ・ 訪問入浴事業は木津川市内の介護保険事業所で当事業所のみが実施しており、要介護者、障がい児者、在宅療養者からのニーズがある。安定した事業継続のためには、看護師、ヘルパーの人員不足が課題であるが、地域に必要な事業所として今後も木津川市内を中心に事業を展開する。

1. 年間目標

(1) 稼働率と収益の向上

- ・ 平均訪問件数を 月 80 件にする。
- ・ 居宅介護支援事業所へ、利用者についてのきめ細やかな情報提供を行い、連携を強化し紹介率を引き上げる。

(2) 人材確保

安定した人員体制を維持していくため、早期に退職者の把握を行い、新規採用を図る。

(2) 職員の技術向上を図る。

- ・ 訪問入浴会議を活用し、計画的な研修・勉強会を行い、職員間のコミュニケーションを図りサービスの質の向上に反映させる。

(3) 安心・安全なサービスの提供に努める

- ・ 感染を未然に防ぐためのマスク、予防用具の使用、手洗い、換気などの感染症対策を徹底し、安心かつ安全なサービスを提供する。
- ・ 利用者・家族とのコミュニケーションを大切にし、意向やニーズを反映したサービス提供を行う。
- ・ 医療や他職種と連携を行い、体調の変化や意向に合わせたサービスを行う。

2. 年間計画

(1) 職員体制

管理者兼介護職員	1名	
看護職員	4名	(内、通所介護兼務1名)
介護職員	5名	(内、通所介護兼務1名)
合計	10名	

(2) 会議・行事

訪問入浴会議の開催 年 12 回 (月 1 回)

(3) 事業収入目標額

・ 介 護 保 険	延べ利用者数	735 人	収入 9,700,000 円
・ 受託事業 (障害者入浴)	延べ利用者数	260 人	収入 3,500,000 円
			収入合計 13,200,000 円

◆通所介護事業所

運営について

- ・ 総合事業を再開し、地域のニーズに応える。
- ・ 登録利用者を増やし、利用率の改善に取り組む。
- ・ 機能向上のためのプログラムに見直し、重度化予防で在宅生活の継続を図る。
- ・ 口腔機能の把握と評価を行い、利用者の健康増進に寄与する。
- ・ レクリエーション内容をバリエーションに富み選択できるものにする。
- ・ 集団感染を未然に防ぐためのマスク、手洗い、換気などの感染症対策を徹底する。また、感染者が発生しても早期に対応することで、拡大させないよう取り組む。
- ・ 研修や勉強会を行い職員のスキルアップを図る。

1. 年間目標

(1) 稼働率と収益の向上

- ・ 要介護の利用者当年度 1 日平均 25 名利用で稼働率 70% (次年度は 28 人利用で 80%) を目標とする。
- ・ 総合事業を再開し、利用者一日 5 名利用を目標とする。
- ・ キャンセルの場合は、振替による利用日を案内する。
- ・ 提供しているサービス内容を見直し、加算の算定項目を増やす。
- ・ 居宅介護支援事業所へ、日頃から顔の見える関係性を築き、空き状況などの情報提供を行い、利用者の紹介件数を増やす。

(2) 機能低下の予防

- ・ 在宅生活の継続のために、運動プログラムを充実させニーズに応える。個々のレベルにあわせた体操時間を設けるなど機能の維持増進を目指す。
- ・ 看護師による口腔ケアの個別指導と評価で、摂食機能の維持改善を図る。
- ・ 利用者満足度の高いサービスを提供し、居宅介護支援事業所等と信頼関係を築く。

(2) スタッフの意識、資質の向上

- ・ 事業所内のスキルアップ研修、ミーティングでの勉強会などを計画し職員のスキルアップを目指す。
- ・ 事故やヒヤリハット等が発生した時には早期に事例検討会を開催し、再発防止に努める。

- ・ ICTによる業務の効率化と働きやすい環境作りに努める。
- ・ 一人一人の利用者に応じた介護技術、ニーズに合ったサービスを提供するために、情報共有を適切に行う。

2. 年間計画

(1) 職員体制

管理者兼生活相談員	1名
生活相談員兼介護職員	3名 (内、訪問入浴兼務 1名)
介護職員	10名
看護師	3名
運転手	5名
栄養士	1名
調理員	5名
事務員	1名
合計	30名

(2) 会議・行事

- ・ ケアスタッフ会議の開催年 12回 (月1回)
- ・ ナース会議の開催 年 12回 (月1回)
- ・ ドライバー会議の開催 年 12回 (月1回)
- ・ 厨房会議の開催 年 12回 (月1回)
- ・ レクリエーションの実施
 - フラワーアレンジメント
 - 書道・絵手紙
 - 園芸レクリエーション (敷地内園芸エリア)
 - 食レクイベント (バイキング・中華・洋食・クリスマス・天ぷら・おでん・季節の弁当等)
 - 外出レクリエーション (花見・紅葉・初詣等) 状況により中止あり

*以下の行事については、新型コロナウイルスの状況により未定

- ・ 中学校 職場体験学習の受入れ
- ・ 小学校 施設見学と体験・交流

(3) 事業収入目標額

介護保険	要介護	延べ利用者数	7800人	収入	66,300,000円
総合事業	要支援	延べ利用者数	90人	収入	3,500,000円
				収入合計	69,800,000円

◆居宅介護支援事業所

運営について

- ・ 職員を 1 名増員し、4 名体制で、現状の特定事業所加算Ⅲ（3,000 円/人）から特定事業所加算Ⅱ（4000 円/人）を取得する。
- ・ 一人当たり担当件数の上限を 45 人までとする。
- ・ 入退院、通院時等の医療機関との連携を強化し加算の取得を行う。
- ・ 訪問調査の委託を積極的に受ける。
- ・ 自法人内の事業所と連携して支援を行うことで、利用者の生活の改善を図るとともに、事業所全体の運営にも配慮する。

1. 年間目標

(1) 収益の向上

自法人内の事業所全体の運営に配慮する。

(2) 利用者満足度の向上

- ・ 利用者、家族の立場に立って、公正中立な立場から、その方の望む生活が実現できるよう支援する。
- ・ 週 1 回の定期会議と月 1 回の事例検討会を行い、サービスの向上を目指す。
- ・ 法令を遵守し、公正、公平に業務を遂行する。
- ・ 自主点検表での評価を行い業務の振り返りや見直しを行う。

(3) 職員のレベルアップ

- ・ 定期会議での事例検討を実施して、多様なケースに対応できるようにする。
- ・ 事業所のキャリアアップ研修を活用し、各人のレベルアップを図る。
- ・ 地域ケア会議・事例検討会・木津川ケアマネ会等の研修に積極的に参加する。
- ・ 管理者は職員の育成やサポートを行う。

2. 年間計画

(1) 職員体制

管理者兼主任介護支援員	1 名
主任介護支援専門員	1 名
介護支援専門員	2 名
<hr/>	
合計	4 名（1 名は新規募集）

(2) 会議・行事

- ・ ケアマネ定期会議の開催 年 50 回（週 1 回）
- ・ 地域ケア会議への参加
- ・ 介護予防ケアマネジメント研修、認定調査員現任研修等への参加

(3) 事業収入目標額

介護保険	利用者数	110 人	収入	20,300,000 円
受託事業（認定調査）	利用者数	10 人	収入	50,000 円
介護予防	利用者数	15 人	収入	870,000 円
<hr/>				
収入合計			21,220,000 円	

包括支援センター

〔目的〕

高齢者等が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、地域包括ケアシステムの深化を目的とする。

地域包括ケアシステムを構築・推進し、かつ有効に機能させるために、社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師等、認知症地域支援推進員がその専門知識や技能を互いに活かしながらチームで活動し、地域住民とともに地域のネットワークを構築し、福祉・医療の専門職団体と協働する。

〔内容〕

1. 総合相談支援業務

(1) 総合相談

目的： 地域の高齢者等が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるように、地域包括ケアシステムの中核機関として、相談支援からあらゆるサービスのコーディネートを行うための拠点としての役割を担う。

対象： 木津西部・加茂圏域の高齢者等

内容： 高齢者等に関する様々な相談に対し、適切な機関への支援依頼・制度の活用・サービス利用の開始及び継続的な支援をする

(2) 地域包括支援ネットワーク構築

目的： 高齢者等の支援が必要になった場合に支援チームが適宜スムーズに機能するよう、基盤となるネットワークの構築及び運用をする。

対象： 行政機関、医療機関、介護保険サービス事業所、地域の利用者・家族、地域の団体、職能団体、民間企業、その他関係組織

内容： 行事や会議、あらゆる活動の中で意識し相互作用することで「顔の見える関係」を重視し基盤となるネットワークを構築する。

また、支援チームを機能させネットワークをより強固にし、広がりがあるものにする。関係機関と地域課題を共有し、課題解決に向けて動けるようネットワークを構築する。

○地域懇談会に出席（各団体による開催時）

○木津西部・加茂圏域内のサロン団体への周知活動

○木津西部・加茂圏域の民生児童委員協議会定例会への出席

○地域密着型サービス事業所運営推進会議への出席

○地域の行事（世代間交流等）への参加

○民間企業、学術団体との情報共有及び課題共有の場への出席

○専門団体との連携や活動協力

(3) 実態把握

目的： コロナ禍後の現在の圏域の健康課題及び生活課題の抽出を行い、今後

の啓発活動等の基礎データとする。また、民間企業と連携し、調査内容の精査及び評価の質の向上を目指す。

対 象： 木津西部の高齢者等

内 容： 木津西部 75 才以上の未認定者 1,000 人を対象にアンケート調査を実施する。【木津西】

2. 権利擁護業務

(1) 高齢者虐待の防止及び対応

目 的： 虐待を受けている高齢者の保護と養護者の支援

対 象： 虐待を受けている高齢者及び養護者

内 容： 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、市担当部署等と連携を図り適切な対応をする。相談事例に対して、適宜会議の開催、関係機関との連携等を行い、終結を目指した支援を実施する。

【木津西】

○圏域における高齢者虐待の実態について傾向分析し、発生の予防と早期発見・早期終結に向けての支援を実施する。

(2) 消費者被害の防止及び対応

目 的： 消費者被害の予防と早期発見、対応。

対 象： 木津西部・加茂圏域の高齢者等

内 容： 地域における消費者被害に関する情報を把握し、地域住民や民生委員等にも啓発を行いながら、相談や情報がもたらされるよう働きかける。

(3) 成年後見制度・日常生活自立支援事業の活用

目 的： 認知症等により判断能力が低下した方の日常生活を維持する。

対 象： 木津西部・加茂圏域の高齢者及び本人を支援している方

内 容： 認知症等により判断能力が低下し、日常生活に支障をきたしている高齢者の方が地域で安心して生活していけるよう、必要により成年後見制度や日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）、市くらしの相談窓口（生活困窮者自立支援制度）につなぎ、当事者のみならず、その家族や地域住民も安心して暮らせるようにする。

○各制度(死後事務委任含む)の啓発及び利用促進と支援

○成年後見人等なるべき者を相談できる団体（リーガルサポート、木津川市成年後見支援センター等）との連携

3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

(1) 個々の介護支援専門員へのサポート

目 的： 利用者が地域でその人らしい生活を維持できるよう、介護支援専門員のサポートを行う。

対 象： 介護支援専門員

内 容： 地域包括支援センターに相談できることを介護支援専門員に周知するとともに、介護支援専門員と日頃から顔の見える関係と協力体制を構築する。居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員と地域包括支援センターが積極的に連携・協働を図る。特に、特定事業所加算を算定している居宅介護支援事業所においては地域全体のケアマネジメントの質の向上を目的とし積極的に連携・協働を図る。

○木津川市ケアマネ会の主催会議に出席

○木津川市主任ケアマネ会主催会議に出席

○困難ケースに対してサポート内容の判断・決定

○自立支援に資するケアプランの作成に係る支援

○包括とケアマネジャー協働で個別地域ケア会議を開催

○市と協同にて介護予防ケアマネジメント研修を開催（年 1 回）

○自立支援型地域ケア会議の開催【木津西】

○居宅介護支援事業所連絡会の協働・参画【加茂】

○地域資源情報の提供【加茂】

4. 介護予防ケアマネジメント業務

(1) 指定介護予防支援事業及び介護予防・日常生活総合支援事業

目 的： 高齢者の介護予防と自立支援

対 象： 要支援者、事業対象者

内 容： サービス利用対象者のケアマネジメント及び給付管理

包括直営ケアマネジメント件数 木津西 月平均 125 件

加茂 月平均 60 件

(2) 一般介護予防事業

目 的： 年齢や心身の状況等に関わらず、高齢者が要介護状態にならないように、生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指す。

対 象： 木津西部・加茂圏域の高齢者等

内 容： 介護予防普及啓発として地域活動予防支援（介護予防サポーター養成講座）、生きがい対応型デイサービス事業（元気デイ）、一般高齢者運動機能向上事業（元気もりもりクラブ）、介護予防サポーターによる体操教室（元気アップ教室）の普及を行う。

○参集及びホームページを活用した介護予防体操の紹介

○季刊誌等の発行による介護予防・健康増進方法の紹介【加茂】

○体力測定による運動機能低下の自己覚知

○介護予防普及啓発：年間総数 10 回実施

(3) 生活支援体制整備事業の充実

目 的： 地域の実情に応じた多様な主体によるサービス提供を推進する。

対 象： 地域住民

内 容： 生活支援コーディネーター、協議体との連携、協力。

5. その他

(1) ケアプランの点検

目的： ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえ「自立支援」に資する適切なプランになっているかを介護支援専門員とともに検証し、介護支援専門員の「気づき」を促す。また自立支援型プランの普遍化を図り健全なる給付の実施を支援する。

対象： 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを包括支援センターより委託する介護支援専門員

内容： ケアプランについて、自立支援に資する適切なケアプランになっているかについて点検する。

(2) 地域ケア会議

目的： 地域の多様な関係者が適宜協働し、介護等が必要な高齢者が住み慣れた住まいでの生活を継続できるよう専門職団体に検討する。

対象： 木津西部・加茂圏域内在住の65歳以上高齢者(介護保険第2号被保険者含む)

内容： 個別ケースの支援内容の検討、課題分析により地域課題を抽出し、木津川市と共有、解決に向けた検討を行う。

○木津川市全域地域ケア会議（年1回）

○木津川市全域自立支援型地域ケア会議（年3回）

○生活圏域別地域ケア会議（適宜）

○生活圏域別自立支援型地域ケア会議（適宜）

○個別地域ケア会議（適宜）

(3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

目的： 高齢者が地域で健康的な生活が送れるよう、個別および集団での支援による保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組む。

対象： 75歳以上の者

内容： 基準日より未受診、未検診である者で、かつ介護認定を受けてない者に対して個別的支援を木津川市地区担当保健師と協働し実施する。

(4) 認知症地域支援推進員活動

目的： 認知症の当事者ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関を繋ぐ連携支援や、認知症の当事者やその家族を支援について、より一層の支援強化を行う。

対象： 認知症の当事者とその家族

内容： 認知症地域支援推進員が中心に担い、各機関と認知症における地域課題を共有し、解決に向け協働する。

○認知症サポーター養成講座の実施支援

○認知症サポーター養成講座に係る調整会議への出席

○アルツハイマーデー啓発等認知症に関する周知

- 認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業登録者のフォロー
- 認知症初期集中支援チーム員会議への出席
- 認知症施策連絡会への出席
- 認知症講演会の開催協力
- 認知症高齢者等見守り及び声かけ訓練
- 認知症カフェ利用者に対する地域でのフォローと運営サポート
- 若年性認知症当事者とその家族への支援
- チームオレンジ（認知症サポーター活動の場）の推進
- 木津川市内全圏域認知症地域支援推進員合同による認知症に関する啓発イベントの開催

（５）関係機関との多職種連携の推進

目 的： 地域における関係機関との連携体制構築を支援する。

対 象： 関係機関

内 容： 高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活が継続できるように、保健・医療・福祉との連携、自助・互助・共助・公助の適切なサービスのコーディネート、社会資源の開発など、地域の特性を踏まえ、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築を図る。

○きづがわネット(多職種連携会議)への出席(適宜)

○医師会・歯科医師会・薬剤師会・栄養士会・司法書士会への活動協力

○京都府地域包括・在宅介護支援センター協議会への参画

○企業・学術機関との高齢者福祉の新たな支援方法の検討

○木津西部ネットワーク会議の開催【木津西】

○奈良北部総合相談ネットワークへの出席、研修及びイベントの共同開催【木津西】

○アルコール依存症支援団体、障害者支援関連団体等と連携し、重層的支援が必要なケースに対して有効なアプローチが出来るようネットワークを構築する。【加茂】

（６）災害発生時における持続可能な業務体制の整備

目 的： 災害時においても指定介護予防支援事業所としての業務を継続、あるいは早期に再開できるようにする。また、関係機関と連携し地域貢献に取り組む。

対 象： 指定介護予防支援事業所と契約をし、且つ現在サービス利用中であって、直営にて担当する者

内 容： ○防災備蓄用品の点検等

○ハッピーコスモスケアセンターと共同し、地域貢献の視点をもった防災訓練を実施する【木津西】

○木津川市社会福祉協議会加茂支所と共同し、防災訓練を実施する【加茂】

施設管理

- 木津老人福祉センターの指定管理
- 加茂ふれあいセンターの管理、運営
- 山城コミュニティセンターの指定管理

その他関係事業への協力

- 行政計画策定委員等
国民保護・防災、高齢者福祉、介護保険、障害者福祉、子ども子育て、自殺対策、等
- 各種委員会
人権啓発委員会、市営住宅審議委員、生きがい大学運営委員、敬老会運営委員、献血推進委員会、社会を明るくする運動推進委員会、要保護児童対策地域協議会、等
- その他関係団体
京都山城総合医療センター地域医療支援病院運営委員会、緑化協会、自立支援協議会、福祉施設役員、等